

I. 次代を担う子どもたちや若者が心豊かにたくましく成長できる社会の実現

| 現行施策体系の評価 | 国の動向を踏まえる視点等 | 実態調査分析等 | 導かれる施策の方向性(課題) |
|---|--|--|---|
| 1. たくましい子どもの育ちと若者の自立を支援します | | | |
| <p>【計画期間内の主な取組】 ・宮っ子ステーション事業の拡充(運営体制の強化) ・奨学金等貸付事業の拡充(返還免除型貸付の実施) ・スクールソーシャルワーカー活用事業の開始 等</p> <p>【評価】 概ね順調</p> <p>【重点事業に係る特記事項】 「青少年の総合相談事業」については、「ひきこもり」などの相談件数は各種取組により増加したものの、就労に至った件数が少なかった。要因として、相談者の多くが保護者であり、青少年本人との対話ができるまでに数年を要するなど、「ひきこもり」からの自立の困難性が現行の計画では想定できていなかったためと考えられる。</p> | <p>【国】 ○「子ども・若者育成支援推進大綱」(H28) ⇒子供・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みの整備 ⇒困難を有する子供・若者を支援するためのネットワーク整備</p> <p>○「次世代育成支援行動計画」(H27, R1改定) ⇒居場所の提供</p> <p>○「再犯防止推進法」(H28) ⇒再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進</p> <p>○「ニッポン一億総活躍プラン」(H28) ⇒すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備</p> | <p>・全世帯平均と比較して、本市の生活保護世帯の高校進学率・大学進学率は低い値を示している ⇒学習機会の提供による貧困の連鎖の防止が必要</p> <p>・学習習慣や経験・体験の機会が乏しい子どもは自己肯定感が低い ⇒家庭学習の支援や機会を提供する支援が必要</p> <p>・15歳から39歳における引きこもりは約1.5%(H27, 内閣府調査) ⇒本市の人口(15-39歳)に換算すると約2,000人 ⇒年間の相談者数は40人程度(うち本人は10人程度)であり、引きこもりの把握方法に工夫が必要</p> | <p>【家庭環境に依らない教育機会の提供】 ・<u>経済的な貧困の連鎖を未然に防止するため、引き続き、すべての子どもが家庭の経済状況に左右されない教育の機会均等などの推進が必要である。</u></p> <p>【健全育成環境の充実】 ・子どもや若者が身近な地域で多世代との交流や様々な体験ができるよう、引き続き、社会環境の変化や市民ニーズを踏まえた居場所づくりや地域活動の支援など、健全育成環境の充実が必要である。</p> <p>【機会を提供する支援】 ・<u>子どもがスポーツや芸術・文化などのやりたいことができるようになり、人とのつながりや体験・経験の機会を得て、機会を提供する支援が必要である。</u></p> <p>【若者の更生に向けた支援の推進】 ・引き続き、罪を犯した若者の更生に向けた支援の推進が必要である。</p> <p>【引きこもりなどの困難を抱える若者の居場所づくり】 ・<u>引きこもり等の若者について、現在、把握することが困難であることから、自宅以外で安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めることが必要</u></p> |
| 2. 子どもの心豊かで健やかな成長を支援します | | | |
| <p>【計画期間内の主な取組】 ・こんにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問事業、子育て包括支援センターの設置(相談支援の実施) ・こども医療費助成の拡大(中学3年生まで現付給付)等</p> <p>【評価】 順調</p> <p>【重点事業に係る特記事項】 特になし</p> | <p>【国】 ○「次世代育成支援行動計画」(H27, R1改定) ⇒時代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成</p> <p>○「母子保健計画」(H26) ⇒妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援</p> | <p>・保育所等に入る予定のない未就園児の数は減少しているものの、就学前児童数の約2割が依然として存在している ⇒未就園児の多くは低所得や、多子、外国籍など社会経済的に不利な家庭や発達や健康の問題を抱えた子どもで多いことから、在家庭支援の充実が必要</p> <p>・子どもの食習慣などの生活習慣の乱れが将来の健康問題を引き起こす傾向が強い ⇒子どもの健康への支援が必要</p> | <p>【在家庭支援の充実】 ・<u>保育所等に入る予定のない未就園児の多くは低所得や、多子、外国籍など社会経済的に不利な家庭や発達や健康の問題を抱えた子どもで多いことから、在家庭支援の充実が必要である。</u></p> <p>【健康(生活習慣)に対する支援】 ・<u>子どもの食習慣などの生活習慣の乱れが将来の健康問題を引き起こす傾向が強いことから、子どもの健康に対する支援が必要である。</u></p> <p>【相談支援体制の充実や効果的な情報発信】 ・出産や子育ての不安や身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、より安心して子育てができるよう、引き続き、身近なところでの子育ての相談支援体制の充実および効果的な情報の発信が必要である。</p> |
| 3. 障がいのある子どもの健やかな発達を支援します | | | |
| <p>【計画期間内の主な取組】 ・発達支援児保育の拡充 ・保育所等訪問支援の実施 ・早期からの教育支援の実施 等</p> <p>【評価】 順調</p> <p>【重点事業に係る特記事項】 特になし</p> | <p>【市】 ○「障害者総合支援法」(H25) ⇒社会参加の機会の確保 ⇒地域社会における共生、社会的障壁の除去</p> <p>○「宇都宮市障がい者福祉プラン」(H30) ⇒障がい児及びその家族等への支援の充実</p> <p>○「障がい児サービス事業計画」(H30) ⇒障がい福祉サービスの提供体制の確保</p> | <p>・発達が気になる子どもの増加 ⇒発達支援児や医療的ケア児の受け入れ環境の整備が必要 ⇒地域共生社会の実現に向けた理解の促進が必要</p> | <p>【医療的ケア児の保護者に対する支援の充実】 ・<u>医療的ケア児に対する支援は一定充実が図られている一方で、その親自身に対する支援(休息時間の確保等)などが十分でないことから、負担を軽減できる支援体制等の充実が必要である。</u></p> <p>【発達障がい児・医療的ケア児の受け入れ環境の整備】【地域共生社会の実現に向けた理解の促進】 ・<u>今後も発達支援児や医療的ケア児に対する支援の充実が求められていることから、受け入れ環境の整備や理解の促進が必要である。</u></p> |

| II. 結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現 | | | |
|---|--|---|--|
| 現行施策体系の評価 | 国の動向を踏まえる視点等 | 実態調査分析等 | 導かれる施策の方向性(課題) |
| 4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会の実現に向けた「働き方改革」を推進します | | | |
| <p>【計画期間内の主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの活用 事業所・勤労者向けガイドブックの活用 農コン事業, ボランティア活動交流 等 <p>【評価】 順調</p> <p>【重点事業に係る特記事項】 女性の育児休業取得率が減少しているが, 計画策定時(H21)からは増加傾向にある。</p> | <p>【国】 ○「ニッポン一億総活躍プラン」(H28) ⇒働き方改革 ⇒子育てしやすい環境整備</p> <p>○「働き方改革実行計画」(H29) ⇒企業におけるワーク・ライフ・バランスの徹底</p> <p>【市】 ○「宇都宮市男女共同参画行動計画」(H30) ⇒ワーク・ライフ・バランスの啓発 ⇒結婚観の醸成</p> | <ul style="list-style-type: none"> 家事や育児, プライベートよりも仕事を優先している保護者が多い ⇒ワーク・ライフ・バランスの企業への周知徹底や働きかけ, 本人の意識醸成が必要 | <p>【働きやすい環境づくり】 ・子育て家庭の仕事と家庭生活の両立に向け, 企業における働きやすい職場環境づくりを促進するため, 引き続き, 育児休暇制度等の周知徹底や取得促進に向けた企業への働きかけが必要である。</p> <p>【ワーク・ライフ・バランスの実現】 ・子育て家庭の仕事と家庭生活の調和のため, 引き続き, 働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画の促進が必要である。</p> <p>【結婚の希望を叶える支援】 ・若者の結婚の希望等を叶える支援が必要である。</p> |
| 5. すべての子育て家庭を支援するための教育・保育サービスを充実します | | | |
| <p>【計画期間内の主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育・保育施設による供給体制の確保 地域型保育事業による供給体制の確保 保育士確保の推進 等 <p>【評価】 順調</p> <p>【重点事業に係る特記事項】 特になし</p> | <p>【国】 ○「新しい経済政策パッケージ」(H29) ⇒幼児教育の無償化</p> <p>【市】 ○「子ども子育て支援事業計画」(H27, R1改定) ⇒サービス事業量の確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> 共働き世帯の増加 ⇒求められる保育サービスの量の増加, 保育ニーズの多様化への対応が必要 | <p>【需要に応じた保育サービス量の確保】 ・子育てと仕事の両立のため, 引き続き, 地域の需要に応じた保育サービス量を効果的に確保することによる継続的な待機児童ゼロの維持に向けた取組が必要である。</p> <p>【保育サービスの質の向上】【多様な保育ニーズにこたえる保育サービスの充実】 ・子どもの健やかな発達や健康のため, 引き続き, 保育サービスの質の向上に向けた取組の推進や多様なニーズに応える保育サービスの充実が必要である。</p> |
| 6. 安心して妊娠・出産できる支援体制を充実します | | | |
| <p>【計画期間内の主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊産婦健康診査の拡充 不妊治療費助成 産後ケア事業の実施(助成額の拡大) <p>【評価】 順調</p> <p>【重点事業に係る特記事項】 特になし</p> | <p>【国】 ○「母子保健計画」(H26) ⇒妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援</p> <p>○「ニッポン一億総活躍プラン」(H28) ⇒『希望出生率1.8』の実現</p> | <ul style="list-style-type: none"> 出生数の低下 ⇒安心して妊娠・出産できる環境の構築が必要 経済的・身体的・心理的負担は大きいことを要因として子どもを望む夫婦が減少 ⇒更なる経済的負担の軽減など, 子どもを産みやすい環境の整備が必要 | <p>【安心して妊娠・出産できる環境づくり】 ・妊娠・出産に対する心理的・体力的負担を減らし, 安心して子どもを産み育てるため, 引き続き, 妊娠初期の健康管理から産後のケアまでのきめ細やかな健康支援の推進が必要である。</p> <p>【不妊に悩む夫婦に対する支援】 ・子どもを望み不妊に悩む夫婦に対して, 希望が叶うよう, 引き続き, 心理的・経済的な支援が必要である。</p> |
| 7. ひとり親家庭等の自立に向けた支援を充実します | | | |
| <p>【計画期間内の主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業との連携による就労支援事業の拡大 自立支援給付金の拡充 効果的な経済的支援(手当の見直し) 等 <p>【評価】 概ね順調</p> <p>【重点事業に係る特記事項】 ・「就労に向けた総合的な支援」における就労実績の件数が目標値と乖離しているが, 雇用環境の改善やモバイル端末を活用した就労活動の多様化等などによるものと考えられる。 ・「ひとり親家庭等日常生活支援事業」における利用件数が目標値と乖離しているが, ファミリーサポートセンター事業等の類似事業の利用拡大等によるものと考えられる。</p> | <p>【国】 ○「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(H26) ○「ひとり親家庭等自立促進計画」 ⇒自立に向けた就労支援や経済的支援</p> <p>○「生活困窮者自立支援法」(H27) ⇒生活困窮者への支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> 全世帯平均と比較して, 本市の生活保護世帯の高校進学率・大学進学率は低い値を示している ⇒学習機会の提供による貧困の連鎖の防止が必要 経済的に困難を抱える家庭の子どもは関係性の貧困に陥りやすい ⇒経済的な困難を抱えるひとり親家庭等を支える経済的な支援とともに, 学習機会の提供による貧困の連鎖の防止が必要 | <p>【ひとり親家庭等の就労支援】【ひとり親家庭等の生活支援】 ・ひとり親家庭の生活基盤の安定のための就労支援の充実や仕事と子育ての両立のための子育てや生活面での支援の更なる充実が必要である。</p> <p>【家庭環境に依らない教育機会の提供】(再掲) ・経済的な貧困の連鎖を未然に防止するため, 引き続き, すべての子どもが家庭の経済状況に左右されない教育の機会均等などの推進が必要である。</p> |

| Ⅲ. 地域全体で子育て・子育てを支えあう社会の実現 | | | |
|--|---|---|--|
| 現行施策体系の評価 | 国の動向を踏まえる視点等 | 実態調査分析等 | 導かれる施策の方向性(課題) |
| 8. 家庭や地域における養育力の向上を支援します | | | |
| <p>【計画期間内の主な取組】 ・家族観・結婚観の醸成に向けた意識啓発(映画館等における意識啓発CMの上映) ・児童虐待防止対策における体制整備(子ども家庭総合支援拠点)等</p> <p>【評価】 順調</p> <p>【重点事業に係る特記事項】 特になし</p> | <p>【国】 ○「児童虐待防止法」の改正(H30) ⇒児童虐待の防止</p> <p>○「生活困窮者自立支援法」(H27) ⇒生活困窮者への支援</p> <p>○「ニッポン一億総活躍プラン」(H28) ⇒子育てしやすい環境整備</p> <p>○「児童福祉法」の改正(H28) ⇒子どもの権利の尊重</p> | <p>・核家族世帯に占める共働き世帯の増加 ⇒子どもと触れ合う時間的余裕の減少により家庭の養育力が低下していることから、地域全体で子どもを見守る支援が必要</p> <p>・子どもの普段の生活は、基本的には親の考えや行動により決まるものであり、関係性の貧困を防止するためには、親が子どもに関心を持ち、愛情を与えられることが重要 ⇒親の意識を変える支援が必要</p> | <p>【子どもの権利を尊重する環境づくり】 ・引き続き、子どもの権利を尊重する環境づくりが必要である。</p> <p>【地域全体で子どもを見守る支援】【親の意識を変える支援】 ・児童虐待などの関係性の貧困の未然防止・早期発見のため、地域全体で見守る支援体制の充実や親が子どもに関心を持ち、愛情を与えることができるよう親の意識を変える支援の推進が必要である。</p> <p>【健康(生活習慣)に対する支援](再掲)【家庭学習の支援】 ・食習慣などについて望ましい生活習慣を整える支援や、家庭学習の習慣付けを行う支援などについて体制を充実することが必要である。</p> |
| 9. 子どもが安全・安心に暮らせる環境を整えます | | | |
| <p>【計画期間内の主な取組】 ・赤ちゃんの駅事業 ・若年夫婦家賃補助 ・子どもの一斉見守り 等</p> <p>【評価】 順調</p> <p>【重点事業に係る特記事項】 特になし</p> | <p>【国】 ○「次世代育成支援行動計画」(H27, R1改定) ⇒安全な道路交通環境の整備</p> <p>【市】 ○「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」(H30) ⇒バリアフリーの推進</p> | | <p>・公共建築物や道路、公園、公共交通手段のバリアフリーの推進については、「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」等においても進捗管理を行っていることに加え、新プランではこれまでよりもさらに子どもや子育て家庭に照準を当て、強力に推進していくことが必要であることから、施策を廃止し、他施策に統合する必要がある。</p> |